

川上村新型コロナウイルス感染防止対策施設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、施設利用者の方に対して安心・信頼の提供を実現し、感染制御が効いた状況下での経済活動の早期回復を後押しするため、奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度の承認を多くの施設が受けることを目的とし、認証を受けた施設に対し、川上村新型コロナウイルス感染防止対策施設補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象は、以下のすべての要件に該当する事業者に対して補助を行う。

- (1) 令和3年10月1日時点で村内に事業所を置き、必要な営業許可を有し営業実態のある飲食店・宿泊施設
- (2) 奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設の認証を受けている施設
- (3) 市町村民税等を滞納していないこと

(交付額)

第3条 交付対象者施設に、1回に限り、飲食店等1施設あたり50,000円、宿泊施設1施設あたり100,000円の補助金を交付する。

(交付申請)

第4条 補助金の申請期間は、令和3年10月20日から令和4年3月18日までとする。

- 2 申請は、申請期間内に、村長に対して行うものとする。
- 3 申請者は、次に掲げる情報（以下「基本情報」という。）を補助金交付申請書（様式第1号）に記入し村長に提出すること。
 - 一 商号
 - 二 業種
 - 三 事業所住所
 - 四 申請者氏名
 - 五 設立年月日又は事業開始日
 - 六 連絡先
 - 七 補助金額
 - 八 申請者本人名義の振込先口座に関する情報
- 4 前項の申請にあたっては、次に掲げる書類等（以下「証拠書類等」という。）を村長に提出すること。
 - (1) 奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証書の写し

- (2) 認証ステッカーを設置した店舗の写真
- (3) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (4) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (5) 市町村民税等の納税証明書
- (6) その他村長が必要と認める書類
(宣誓事項)

第5条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、補助金を交付しない。

- 一 第2条の要件を満たしていること
- 二 前条第3項基本情報及び第4項の証拠書類等に虚偽のないこと
- 三 村長または村長が委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取等の調査に応じること
- 四 不正交付（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正交付には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第6条の規定に従い補助金の返還等を行うこと
- 五 別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項
- 六 本要綱に従うこと

(補助金の返還等)

第6条 村長は、補助事業と認めた者、または補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは補助事業を取消し、または既に交付した支援補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の趣旨、手続き等に違反したとき
- (2) 偽り、その他不正の手段により支援補助金の交付を受けたとき。

(補助金の交付)

第7条 村長は、第4条に基づく申請があったときは基本情報等について審査を行った上で、交付又は不交付を決定し、その結果を交付の場合は支援補助金交付決定通知書（様式2号）により、不交付の場合は支援補助金不交付決定通知書（様式3号）により申請者に通知するものとする。また、村長は交付を決定したとき、この決定をもって、交付額の確定とみなす。

(補助金の交付方法)

第8条 前条で交付の決定を受けた者は、補助金決定通知書を受けた後、速や

かに補助金交付請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、支援補助金交付請求を受け取った時は、前条で定める補助金額を交付するものとする。

（その他）

第9条この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当者（法人である場合は役員、個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請から、補助金の交付、後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上